

## 罰則等の強化のお知らせ

近年の悪質な密漁の発生状況を踏まえ、平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則が強化されました。  
(改正法の公布の日(平成30年12月14日)から2年以内に施行)

(主な変更点)

特定水産動植物の採捕禁止違反、密漁品流通を新設

特定水産動植物の採捕

罰則 : 3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金

対象行為: 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物(シラスウナギ\*、アワビ、ナマコ)を採捕

\*シラスウナギについては、3年の猶予期間

密漁品の流通

罰則 : 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

対象行為: 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、取得、処分の媒介・あっせん

詳しくは水産庁HPをご確認ください。<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/mitsuryotaisaku.html>

漁業法改正に伴い、長崎県漁業調整規則も改正予定です。改正となり次第、随時お知らせいたします。